

国民年金「学生納付特例制度」のお知らせ

問 大牟田年金事務所 (Tel.52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (64-1529)

20歳になると、学生でも保険料の納付が義務付けられますが、本人の所得が一定以下であれば納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

■対象
 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※）に在籍する学生
 ※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

■手続き場所
 ▼市役所本庁健康づくり課国保年金係▼各支所市民サービス係▼大牟田年金事務所

■持ってくるもの
 ▼在学証明書（原本）または学生証▼年金手帳または基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード
 ※代理の人が申請する場合は来庁する人の本人確認ができるものをお持ちください。別世帯の場合は委任状をお持ちください。

制度を利用すると
 ▼病気やけがで障がいが残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます
 ▼老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます（追納しないと受給額には反映しません）
 ▼承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます（承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降から加算額がプラスされます）

学生納付特例は毎年申請が必要
 令和3年度に承認を受け、令和4年度も在学予定の人には日本年金機構から申請がきき送付されます。必要事項を記載して投函ください。

新型コロナワクチン追加接種(3回目)はお早めに

※3月25日時点での情報で作成しています。問 健康づくり課 健康係 (Tel.64-1515)

市では、2回目接種を完了して6か月が経過した18歳以上の人に、3回目接種の接種券を発送しています。3回目接種は、1、2回目のワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンのどちらでも接種が可能です。

※ファイザー社ワクチンは国からの供給量に合わせて接種予約を受け付けていますが、4月から供給量が大幅に減少します。

3回目接種の副反応と効果


■副反応
 3回目接種の副反応は、どちらのワクチンも2回目とおおむね同じ症状が見られます。3回目接種で、1・2回目接種とは異なるワクチンを接種しても安全性の面では許容されています。

■効果
 3回目の接種をした人の方が、新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないと報告されています。1・2回目のワクチンの種類にかかわらず、どちらのワクチンも十分な抗体価が上昇すると報告されています。詳しくは3回目接種券に同封の「追加(3回目)接種に使用するワクチンについてのお知らせ」(厚生労働省チラシ)をご覧ください。


新型コロナワクチン接種予約はこちら

※市内医療機関（ファイザー社ワクチン）の予約が取りにくい状況です。集団接種（武田/モデルナ社ワクチン）での接種を検討ください。

【みやま市が実施する集団接種】
 ▼4月10日(日)の午前中＝まいピア高田
 電話予約 Tel.0120-092-3380
 (午前9時～午後5時。土曜・日曜・祝日も対応)
 【福岡県が開設している福岡県広域接種センター】
 ▼毎週日曜・水曜・金曜＝保健医療経営大学
 電話予約 Tel.092-477-7400
 (平日午前9時～午後5時)



福岡県ホームページ



市予約専用サイト

4月から18歳で大人になります

民法の改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。大人になると、親の同意がなくても自分の意志でさまざまな契約ができるようになります。しかし、飲酒や喫煙、競馬や競輪などはこれまで同様、20歳にならないとできません。

18歳になったらできること

- 親の同意がなくても次の契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・クレジットカードを作る
 - ・1人暮らしの部屋を借りる（賃貸借契約）
 - ・ローンを組む
- 10年間有効のパスポートを取得する
- 国家資格を取得する（公認会計士、司法書士、医師免許など）

20歳にならないとできないこと

- 飲酒、喫煙をする
- 養子を迎える
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う
- 大型・中型自動車運転免許を取得する

契約するときに注意するポイント

成人になると、親の同意がなくても契約ができるようになります。しかし、契約が成立すると一方的に取り消すことは原則としてできません。若者が悪質商法のターゲットになったり、消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあり、注意が必要です。消費者トラブルに遭わないために、契約に関する知識やルールを学ぶことが重要です。トラブルに巻き込まれたときや対応に困ったときは、1人で悩まず消費生活センター（Tel.76・1004）へ相談してください。

成人式
 令和4年度以降に実施する成人式も、これまで通り20歳になる人を対象に開催します。成人式に関する問い合わせは、社会教育課 社会教育係（Tel.32・9180）にお願いします。



証明書の交付はコンビニ交付サービスがお得です

問 市民課 住民係 (Tel.64-1513)、税務課 市民税係 (Tel.64-1511)

各種証明書の交付手数料

証明書	市役所窓口	コンビニ交付	備考
住民票の写し	200円	150円	除票、マイナンバーコード付は除く
印鑑登録証明書	200円	150円	事前に印鑑登録が必要
戸籍謄(抄)本	450円	400円	みやま市に本籍がある人
戸籍附票の写し	200円	150円	
所得証明書	200円	150円	最新年度のものに限る(毎年の6月最初の開庁日に更新)
課税(非課税)証明書	200円	150円	

※利用の際はマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)が必要です。

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニなどで住民票の写しなどの証明書を取得することができます。4月1日から、コンビニ交付サービスの交付手数料が窓口交付よりも50円安くなります(左表参照)。

市役所本庁舎にもコンビニ交付サービスが利用できる証明書を自動交付機を設置しています。窓口の混雑緩和のためにも利用ください(手数料はコンビニ交付サービスと同額)。

【利用時間】
 ■本庁舎自動交付機 平日午前8時30分～午後5時
 ■コンビニ交付サービス 午前6時30分～午後11時
【マイナンバーカードを持っていない人はコンビニ交付サービスが利用できません】
 コンビニ交付サービスを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。カードは申請書を郵送するか、インターネットから申請できます。本庁市民課または各支所市民サービス係窓口では、申請補助サービスも行っています。本人確認書類を持って、お越しください。



市ホームページ

市民協働まちづくり事業を募集します

問 企画振興課 企画係 (Tel64-1504)

協働のまちづくりを進めるため、市民団体の自由な発想を生かしたまちづくり事業に補助金を支給します。

■補助対象団体
次の要件を全て満たす団体
①5人以上で構成され、その過半数が市内在住または在勤、在学
②団体の組織・運営を定めた規約、会則などがある
③活動拠点が市内にあり、市内で主な活動を行っている

■補助対象事業
地域の活性化や課題解決を目的とし、新規または既存の活動を拡充するもので、自発的な参加によって行われる公益性のある事業。

■補助金額
対象経費の5分の4以内(上限30万円)

■申請期限 5月18日(水)
※申請方法など詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。



市ホームページ

納め忘れのないようご注意ください

問 税務課 (Tel 64-1511)

令和4年度みやま市税納期限および口座振替日

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(普通徴収)			1期		2期			3期			4期	
軽自動車税		全期										
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税(普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納付書納期限		5/31(火)	6/30(木)	8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)	11/30(水)	12/26(月)	1/31(火)	2/28(火)	3/31(金)
口座振替日		5/25(水)	6/27(月)	7/25(月)	8/25(木)	9/26(月)	10/25(火)	11/25(金)	12/20(火)	1/25(水)	2/20(月)	3/27(月)

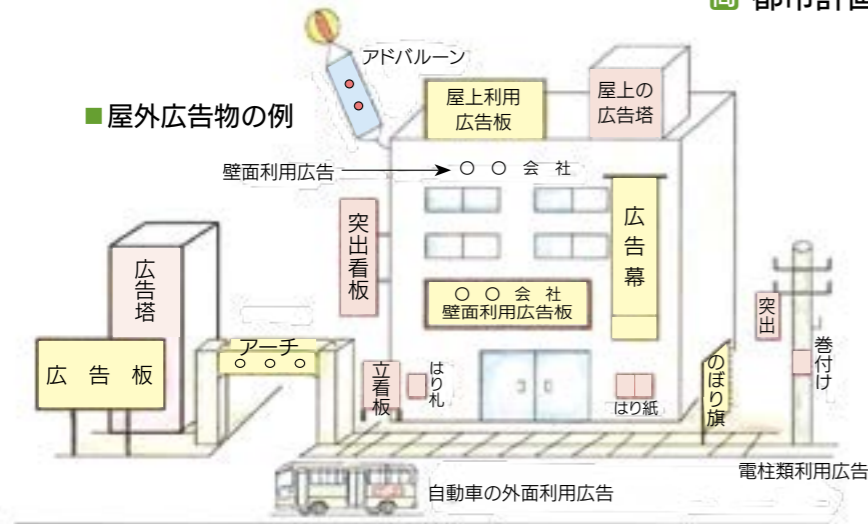
※市県民税、国民健康保険税の年金特別徴収は偶数月です(年金支払者から直接みやま市へ納付されます)。

※納付書は、年度分の全てを1期目に送付します(国民健康保険税を除く)。

※PayPayでの納付もできますが、領収証書が出ませんので、必要な人は金融機関などで納付してください。

屋外広告物の掲出には許可が必要です

問 都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)



市内で屋外広告物を掲出する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づく許可が必要です。営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものでも、一定期間継続して屋外で表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。詳しくは都市計画課に問い合わせください。屋外広告物に該当する例は左図をご覧ください。

愛犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

問 環境衛生課 環境衛生係 (Tel64-1521) 市ホームページ



犬の飼い主は、狂犬病予防法で、飼い主の登録と鑑札の装着、年に1度の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。登録に変更がある場合は、環境衛生課に必ず連絡ください。

■狂犬病集団注射の日程

- ▽山川市民センター
 - 4月20日(水)午前9時30分～11時
 - 4月27日(水)午後1時30分～2時30分
- ▽高田支所西側駐車場
 - 4月21日(木)午前9時30分～11時
 - 4月27日(水)午後3時～4時
- ▽瀬高中央公園夢広場
 - 4月21日(木)午後1時30分～3時30分
 - 4月27日(水)午前10時～11時

※どの会場でも接種できます(雨天決行)。

■手数料
▽すでに登録している犬 1頭につき3150円
▽登録が済んでいない犬 1頭につき6150円

※登録済みの犬の飼い主には市から案内文書を送付しています。接種の際は忘れずに文書を持参ください。



■注意事項

- ①注射のときに愛犬が動かないように押さえられる人が連れてきてください
- ※首輪をし、かみ癖がある場合は、口輪を付けてきてください。
- ②当日の体調により注射ができない場合もあります
- ③リードを短く持って、けんかをさせないように気をつけてください
- ④注射会場でフンをした場合は、飼い主が責任をもって処理してください

■動物病院でも予防注射ができます

上記の日程で都合がつかない場合などは、動物病院で予防注射をしてください(病院への事前予約をお願いします)。

接種後は病院で交付される証明書を経済衛生課に持参し、注射済み票の交付を受けてください(交付手数料1550円)。

児童扶養手当・特別児童扶養手当額のお知らせ

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535) 市ホームページ



手当額(月額)		手当額	
児童扶養手当	全部支給	43,070円	
	一部支給	10,160円～43,060円	
	第2子加算額	全部支給	10,170円
		一部支給	5,090円～10,160円
第3子以降加算額	全部支給	6,100円	
	一部支給	3,050円～6,090円	
特別児童扶養手当	1級	52,400円	
	2級	34,900円	

令和4年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の手当額は、物価変動率(マイナス0.2%)に基づき、左表のとおり変わります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには、申請が必要です。支給要件など、詳しくは問い合わせください。

■児童扶養手当
離婚などでひとり親になった家庭などの生活安定を図り、自立を促進することを目的に支給される手当です。

■特別児童扶養手当
精神または身体が、法令で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

※「眼の障がい」の認定基準が変わりました。詳しくは問い合わせください。

令和4年度予防接種一覧

(高齢者肺炎球菌・インフルエンザ・新型コロナワクチンは除く)

健康づくり課 健康係 (Tel 64-1515)

予防接種	対象者	接種回数など
B型肝炎	生後1歳未満 (標準接種年齢=生後2か月～生後9か月)	1回目
		2回目
		3回目
ロタウイルス	生後6週から生後24週まで(※1)	27日以上の間隔をあけて2回
	生後6週から生後32週まで(※1)	27日以上の間隔をあけて3回
ヒブ(インフルエンザ菌b型) 小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	接種を開始した年齢(月齢)によって異なります
四種混合(※2) (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	生後3か月～7歳未満 (標準接種年齢=生後3か月～1歳)	20日～56日あけて3回
	生後3か月～7歳未満	1期初回(3回)終了後、1年～1年半後に1回
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満 (標準接種年齢=小学6年生)	1回
	生後3か月～7歳未満 (標準接種年齢=生後3か月～1歳未満)	20日～56日あけて3回
不活化ポリオ	生後3か月～7歳未満	1期初回(3回)終了後、1年～1年半後に1回
	生後3か月～7歳未満	1回
BCG ※平成25年4月1日より対象年齢が1歳未満となりました。	生後1歳未満 (標準接種年齢=生後5か月～生後8か月)	1回
麻しん風しん混合(MR)	1歳～2歳未満	1回
	小学校就学前の1年間 (平成28年4月2日生～平成29年4月1日生)	1回
水痘(水ぼうそう)	1歳～3歳未満 (標準接種年齢=生後12か月～15か月未満)	1回目終了後、3か月以上(標準的には6～12か月)あけて1回
日本脳炎 ※平成7年4月2日～平成19年4月1日の間に生まれた人も定期接種の対象になりました。	生後6か月～7歳未満 (標準接種年齢=3歳)	6日～28日あけて2回
	生後6か月～7歳未満 (標準接種年齢=4歳)	1期初回(2回)終了後、おおむね1年後に1回
	9歳～13歳未満 (標準接種年齢=小学4年生)	1回
子宮頸がん予防(HPV) ※平成9年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた人も定期接種の対象になりました。	サーバリックス	3回
	ガーダシル	※4

※1 初回は、生後6週から生後14週6日までの接種が推奨されています。15週以降の初回接種はおすすめしません。
 ※2 四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)を接種している人は、不活化ポリオの接種は必要ありません。
 ※3 2回目は初回から1か月後、3回目は初回から6か月後。 ※4 2回目は初回から2か月後、3回目は初回から6か月後。


予防接種実施医療機関

市内実施医療機関名	電話	B型肝炎	ロタウイルス	ヒブ	小児用肺炎球菌	四種混合		二種混合		不活化ポリオ		BCG	MR	水痘	日本脳炎		子宮頸がん予防	時間帯	
						乳幼児	小学生以上	小学生以上	小学生以上	乳幼児	小学生以上				乳幼児	小学生以上			
田中内科医院	63-8511	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	診療時間内で実施
あらかクリニック	63-3369	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
まぐち胃腸科内科クリニック	63-2223	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1
ほほえみクリニック	62-5050	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	診療時間内で実施
よしやま内科	62-6118																		//
山内医院	62-4131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
あだち医院	63-2677	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
入江内科小児科医院	62-3552	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
大鶴脳神経外科	64-4130	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
植田医院	67-2737	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
江の浦医院	22-5050	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
いまいずみ内科・脳神経内科	22-2255																		//
ヨコクラ病院	22-5811	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎週木曜の診療時間内

■上記のほか福岡県予防接種広域化に協力する医療機関でも接種できます。
 ※1月・火・水・金曜の午前8時30分～午後5時、土曜の午前8時30分～11時30分で実施。

予防接種の際に持っていくもの ▶ 母子健康手帳 ▶ 予診票

注意事項 ▶ 必ず病院に事前予約してください ▶ 「予防接種と子どもの健康」を読んで、予防接種の内容をご理解ください ▶ 保護者以外の親族が同伴する場合は、ワクチンごとに委任状が必要です




制度や行事の情報発信

みやま市地域公共交通計画策定部会の委員を募集します

企画振興課 地方創生係 (Tel64-1550)

市では、新たな地域公共交通計画を策定します。公共交通を利用している市民の皆さんの意見を取り入れるため、次のとおり委員を募集します。

- 募集人員 2人
- 応募要件 次の要件を全て満たす人
 - ① 市内に在住している満20歳以上
 - ② 国や地方公共団体の議員または職員でない
 - ③ 委員に就任したときに、本市の審議会などの委員を2つ以上兼ねていない
 - ④ 平日の昼間に開催する会議に参加できる
 - ⑤ 公共交通を利用しているまたは、家族が利用している など
- 任期 令和4年5月～令和5年3月
- 報酬 会議1回につき5千円(会議は全5回程度)
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、郵送、フックスまたは持参。応募用紙は市ホームページまたは企画振興課で配布しています。
- 提出先 〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所企画振興課 地方創生係
(Tel 64-1550) (Fax 64-1507)
- 応募期限 4月20日(水)(必着)



市ホームページ

市役所の行政組織および事務の一部が変わります(4月1日より)

総務課 人事係 (Tel64-1502)

【変更前】	【変更後】
福祉事務所 <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務・障がい福祉係 生活支援係 	福祉課 <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務・障がい福祉係 生活支援係
「福祉事務所」を「福祉課」へ名称を変更。業務の変更はありません。	
教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> 総務・学校再編推進係 施設係 	教育総務課 <ul style="list-style-type: none"> 総務・学校再編推進係 学校施設係
「施設係」を「学校施設係」へ名称を変更。社会教育施設の管理運営業務を社会教育課社会教育係へ変更します。	

中山間地域等直接支払事業のお知らせ

農林水産課 園芸水産林務係 (Tel64-1522)


■ 事業内容 農業生産条件が不利な中山間地域などで、集落などを単位に、農地を維持・管理するための協定を締結して農業生産活動などを行う場合、面積に応じて一定額を交付します。交付を受ける場合、原則5年間、農業生産活動を維持する必要があります。

■ 対象となる地域 地目ごとに一定以上の勾配のある市内の中山間地域など(農振農用地に限る)。

※詳しくは問い合せください。
 ※新たに令和4年度からの事業実施を希望する場合は、4月28日(木)までに相談ください。

対象農用地の基準および10aあたりの交付単価

地目	区分	勾配	10割単価	8割単価
田	急傾斜	1/20 以上	21,000円	16,800円
	緩傾斜	1/100 以上 1/20 未満	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	15度 以上	11,500円	9,200円
	緩傾斜	8度 以上 15度 未満	3,500円	2,800円



市ホームページ